産学協創推進本部長裁定制定 平成21年9月30日 改正 令和2年11月 1日

1. 目的

東京大学に機関帰属する発明等が広く社会で活用されるよう、「東京大学知的財産ポリシー」(平成16年9月30日改定)で謳われた基本方針に基づき、産業界への技術移転を適正かつ円滑に推進するため、東京大学が行うライセンス活動について基本的な考え方を明確にする。

2. ライセンス活動の基本的な考え方

東京大学が行うライセンス活動についての基本的な考え方を明確にするため、次のと おり主要な方針について定める。

- ① 東京大学に機関帰属する発明等について、社会的効用が最大となるように活用されるよう、共同出願人および TLO 等と連携してライセンス活動を推進する。
- ② ライセンスする技術について、社会での実用化・事業化の可能性、及び、それらの 早期実現可能性を重視する。
- ③ 公序良俗に反する目的に利用されないよう充分配慮する。
- ④ ライセンスにより不適切な被害を蒙る第三者が出ないよう充分配慮する(所謂パテント・トロール的行為に加担しないよう配慮する)。
- ⑤ ライセンス先の社会的信用、コンプライアンス状況を勘案する。
- ⑥ ライセンス活動により、研究活動が阻害されないよう充分に配慮する。このため、「東京大学研究ライセンス取扱ガイドライン」(平成20年8月5日制定)及び「東京大学リサーチツール特許取扱ガイドライン」(平成20年2月8日制定)の考え方を尊重する。

その他、留意点等の詳細については産学協創推進本部知的財産契約・管理部の内規に定 める。

以上